

浸水被害を受けた際の各種手続きについて

四日市市

令和7年9月

浸水被害を受けた際の各種手続きのご案内

浸水被害を受けた際に行っていただく手続きは次のとおりです。詳しくは、各窓口にお尋ね下さい。保険金の請求については、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。
※災害の状況によっては支援内容や手続き方法等が変更になる場合があります。

項目	機関	窓 口	手 続 き 等	罹災証明書	
				床上	床下
被災届出証明書の発行	市	市民生活部市民課 TEL059(354)8152 市民窓口サービスセンター TEL059(359)6521 各地区市民センター (中部を除く)	被災届出証明申請書に基づき、被災届出証明を発行します。 *自然災害による被災の状況を市に届け出たという事実を証明するものです。自動車やカーポート、家財等の家屋以外の被害にあわれた場合などに発行するものです。		
罹災証明書の発行	市	市民生活部市民課 TEL059(354)8152 市民窓口サービスセンター TEL059(359)6521 各地区市民センター (中部を除く)	被害家屋調査に基づいて作成される被災者台帳に基づき、罹災証明書を発行します。 *自然災害によって、家屋の倒壊などの被害にあわれた場合に、災害対策基本法に基づき発行するものです。 *申請の際には、本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証など)をご持参ください。		
ごみ処理手数料の減免	市	環境部環境事業課 TEL059(340)3308 四日市市クリーンセンター TEL059(331)6181	浸水により使用できなくなった家財道具などの廃棄物を市の処理施設に搬入する場合、ごみ処理手数料を減免します。減免を受けるためには、「廃棄物処理手数料免除・減額申請書」に、「罹災証明書(コピー可)」を添付して、環境事業課へ提出してください。 *職員による現場確認が必要ですので、申請前に環境事業課までご連絡ください。 *できる限り分別をお願いします。 *家電リサイクル法に指定されるテレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気冷凍庫は、原形を留めていれば、決められた方法で処理をお願いします。	○	○
し尿汲取り手数料の減免	市	環境部生活環境課 TEL059(354)8193	住家被害状況報告に基づく、し尿汲取りについては減免対象とします。 詳しくは、生活環境課に連絡をお願いします。	—	—

浸水被害を受けた際の各種手続きのご案内

浸水被害を受けた際に行っていただく手続きは次のとおりです。詳しくは、各窓口にお尋ね下さい。保険金の請求については、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。
※災害の状況によっては支援内容や手続き方法等が変更になる場合があります。

項目	機関	窓口	手続き等	罹災証明書	
				床上	床下
消毒薬の配布について	市	環境部生活環境課 TEL059(354)8191	住家被害状況報告に基づき、床上浸水の被害を受けた住宅に対し、消毒薬の配布を行います。 基本的には地区市民センターを通じて自治会単位で配布しますが、浸水被害の状況に応じて市で判断します。(地区市民センターでの配布、自治会への一括配布等)	—	—
災害見舞金の支給	市	健康福祉部福祉総務課 TEL 059(354)8109 FAX 059(359)0288	1 四日市市災害見舞金等支給要綱により、災害見舞金等が支給されます。 (1)住家が全壊、流失 80,000円 (2)住家が半壊 50,000円 (3)住家が床上浸水 30,000円 (4)世帯構成員死亡 100,000円 * 住家とは、現実に自己の居住の用に供している建物であること * 災害により被災した時、四日市市に住所があること * 故意や重大な過失によるものは除く 2 日本赤十字社四日市市地区(事務局:福祉総務課)からも、日本赤十字社の規定に該当する場合、見舞金が支給されます。	○	—

浸水被害を受けた際の各種手続きのご案内

浸水被害を受けた際に行っていただく手続きは次のとおりです。詳しくは、各窓口にお尋ね下さい。保険金の請求については、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。
※災害の状況によっては支援内容や手続き方法等が変更になる場合があります。

項目	機関	窓口	手続き等	罹災証明書	
				床上	床下
災害弔慰金の支給	市	健康福祉部福祉総務課 TEL 059(354)8109 FAX 059(359)0288	<p>次のいずれかに該当する自然災害により亡くなった方の遺族に、災害弔慰金が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none">・1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害・都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none">(1). 亡くなった方の配偶者、子、父母、孫、祖父母(2). (1)の方がいざれもいない場合は、亡くなった方と同居又は生計を同じくしていた兄弟姉妹 <p>支給額…(1)生計維持者が死亡した場合 500万円 (2)その他の者が死亡した場合 250万円</p>	—	—

浸水被害を受けた際の各種手続きのご案内

浸水被害を受けた際に行っていただく手続きは次のとおりです。詳しくは、各窓口にお尋ね下さい。保険金の請求については、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。
※災害の状況によっては支援内容や手続き方法等が変更になる場合があります。

項目	機関	窓口	手続き等	罹災証明書	
				床上	床下
災害障害見舞金の支給	市	健康福祉部福祉総務課 TEL 059(354)8109 FAX 059(359)0288	<p>次のいずれかに該当する自然災害により重度の障害を受けた方に、災害障害見舞金が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ・都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 <p>対象となる障害</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)両目が失明したもの (2)咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護をするもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護をするもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの (9)精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が(1)～(8)と同程度以上と認められるもの。 <p>支給額(1)生計維持者が障害を受けた場合250万円 (2)その他の方が障害を受けた場合125万円</p>	—	—

浸水被害を受けた際の各種手続きのご案内

浸水被害を受けた際に行っていただく手続きは次のとおりです。詳しくは、各窓口にお尋ね下さい。保険金の請求については、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。
※災害の状況によっては支援内容や手続き方法等が変更になる場合があります。

項目	機関	窓口	手続き等	罹災証明書	
				床上	床下
災害援護資金の貸付	市	健康福祉部福祉総務課 TEL 059(354)8109 FAX 059(359)0288	県内で災害救助法が適用された市町が1以上ある自然災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた方に災害援護資金を貸し付けます。 ※所得制限があります。 貸付額…150万円～350万円(負傷、住居・家財の被害の程度により変動します) 利率…年3%(据置期間中は無利子) 据置期間…3年 償還期間…10年(据置期間を含みます) 償還方法…年賦・半年賦・月賦から選択	—	—
固定資産税・都市計画税の減免	市	財政経営部資産税課 TEL059(354)8135	固定資産税・都市計画税の減免申請書を提出してください。 職員が現地確認を行ったうえ、損害の程度に応じて減免します。 * 損害の程度によっては、減免の対象とならない場合があります。	—	—
市・県民税の減免	市	財政経営部市民税課 TEL059(354)8132	市民税課へ申請書を出して承認されると、罹災程度と前年の合計所得金額に応じ、市県民税が減免されます。 * 床上浸水で住居に被害があった方が対象になります。 * 「罹災証明書」(コピー可)が必要です。 * 罹災程度によっては減免されない場合があります。	○	—
市税の納税猶予	市	財政経営部収納推進課 TEL059(354)8143	被害状況により市税(納期末到来分に限る)を一時的に納付できない場合、収納推進課へ申請書を出して承認されると、一定期間、納税が猶予されます。 * 「罹災証明書」(コピー可)が必要です。 * 猶予する税額の可能な納付計画が必要です。 * 猶予する税額、猶予する期間によっては担保が必要です。	○	○

浸水被害を受けた際の各種手続きのご案内

浸水被害を受けた際に行っていただく手続きは次のとおりです。詳しくは、各窓口にお尋ね下さい。保険金の請求については、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。
※災害の状況によっては支援内容や手続き方法等が変更になる場合があります。

項目	機関	窓口	手続き等	罹災証明書	
				床上	床下
国民健康保険料の減免・ 後期高齢者医療保険料の減免	市	健康福祉部 保険年金課保険料収納室 TEL059(354)8160	国民健康保険加入世帯、後期高齢者医療保険の被保険者の方で 住居が床上浸水の場合、申請書を出して承認されると、罹災程度 と世帯の前年合計所得に応じ保険料が減免されます。 *「罹災証明書」(コピー可)が必要です。 * 罹災程度によっては減免できない場合があります。 * 健康保険証の再発行もお問い合わせ下さい。	○	—
国民年金保険料の 免除・納付猶予	その他 市	日本年金機構 四日市年金事務所 TEL 059(353)5515 FAX 059(354)5011 健康福祉部保険年金課 TEL 059(340)0221 FAX 059(359)0288	四日市年金事務所で、申請書を出して承認されると、罹災程度等 に応じ保険料が免除・納付猶予されます。 * 保険年金課でも申請書の受付はできます。 *「罹災証明書」(コピー可)が必要です。 * 罹災程度によっては免除・納付猶予できない場合があります。	○	○
介護保険料の減免	市	健康福祉部介護保険課 TEL059(354)8190	住居が床上浸水の場合、申請書を出して承認されると、一定の割 合が減免されます。 *「罹災証明書」(コピー可)が必要です。 * 介護保険証の紛失も問い合わせ下さい。 * 申請できる期間は水害の発生した日の属する月から6か月以内 です。	○	—
保育所保育料の減免	市	こども未来部保育幼稚園課 TEL 059(354)8172	保育幼稚園課に申請書を出して、実態を確認したうえで承認される と、一定の割合が減免されます。	—	—
水道料金、下水道使用料の減免	市	上下水道局お客様センター TEL 059(354)8355	使用者の責めに帰すことができない理由等の特別な事情のときに 減免される場合があります。 詳細はお客様センターへお問い合わせください。	—	—
市営住宅の斡旋	市	都市整備部市営住宅課 TEL059(354)8218	浸水により住宅を失った場合、6か月間市営住宅に臨時入居でき ます。 *「罹災証明書」(コピー可)、認印が必要です。	○	○

浸水被害を受けた際の各種手続きのご案内

浸水被害を受けた際に行っていただく手続きは次のとおりです。詳しくは、各窓口にお尋ね下さい。保険金の請求については、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。
※災害の状況によっては支援内容や手続き方法等が変更になる場合があります。

項目	機関	窓口	手続き等	罹災証明書	
				床上	床下
教科書の支給	市	四日市市教育委員会 教育推進課 TEL059(354)8255	災害救助法が適用された場合の災害により教科書を損失した小学校児童、中学校生徒は、教科書無償給与の対象となります。ただし、災害救助法には救助期間がありますので、ご留意ください。なお、個人的な災害等の場合についても通学している学校を通じて、教育委員会教育推進課へご相談ください。	—	—
学用品の支給	市	四日市市教育委員会 学校教育課 TEL059(354)8250	災害により住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)または床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒については、文房具、通学用品及びその他の学用品給与の対象となります。ただし、災害救助法が適用された場合に限ります。(費用の限度額あり) また、災害救助法には救助期間がありますのでご留意ください。 学用品の支給に関するご相談については、通学している学校を通じて、教育委員会学校教育課へお問い合わせください。	○	—
四日市市奨学金の返還について	市	四日市市教育委員会 教育総務課 TEL059(354)8236	教育総務課に申請頂くと、実態を確認のうえ、状況に応じて、四日市市奨学金の返還が猶予となる場合があります。	—	—
建築確認申請等手数料の減免	市	都市整備部 建築指導課 TEL059(354)8208	災害により、自らが居住する建築物が滅失又は損壊した場合において、その災害が発生した日から6箇月以内に被災者が自ら使用するためにこれを建築し、又は大規模な修繕をする場合は、申請手数料の額の2分の1が減額される場合があります。 また、災害救助法の適用を受けた場合は、規定されている申請手数料について免除される場合があります。	○	○
所得税の減免	国	四日市税務署 TEL059(352)3141	災害により住宅や家財に損害を受けたときには、所得税が減免される場合があります。 *詳しくは四日市税務署にお尋ねください。	—	—

浸水被害を受けた際の各種手続きのご案内

浸水被害を受けた際に行っていただく手続きは次のとおりです。詳しくは、各窓口にお尋ね下さい。保険金の請求については、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。
※災害の状況によっては支援内容や手続き方法等が変更になる場合があります。

項目	機関	窓口	手続き等	罹災証明書	
				床上	床下
個人事業税の減免	県	四日市県税事務所 TEL059(352)0577	事業用資産や生活に必要な資産について損害を受けたときには、減免される場合があります。 * 詳しくは県税事務所にお尋ねください。	—	—
不動産取得税の減免	県	四日市県税事務所 TEL059(352)0576	災害によって滅失、損壊した不動産に代わる不動産を3年以内に取得したとき、不動産を取得した日から6か月以内に災害により不動産が滅失、損壊したときには減免される場合があります。 * 詳しくは県税事務所にお尋ねください。	—	—
自動車税環境性能割、自動車税種別割の減免	県	県自動車税事務所(津市) TEL059(253)8057	災害により滅失または損壊(修理不可能なもの)した自動車に代わる自動車を3か月以内に取得したときには自動車税環境性能割が減免される場合があります。 災害により損壊した自動車を修理したときには、一定の条件により自動車税種別割が減免される場合があります。 * 詳しくは県自動車税事務所にお尋ねください。	—	—
運転免許証の紛失	県	警察署	住所地を管轄する警察署にお尋ねください。	—	—
預貯金通帳等の紛失	その他	各金融機関	金融機関により異なりますが、概ね次のものが必要となります。 1 喪失届け(銀行・郵便局等で) 2 本人であることの証明書 3 印鑑(なければ、「印鑑変更届け」を行います) 4 「罹災証明書」(原本)が必要(金融機関により、再発行の手数料が免除となります。) * 詳しくは関係金融機関にお尋ねください。	○	○